

1920年代の東京府における中国人労働者の就業構造 と居住分化

阿部, 康久
名古屋大学

<https://hdl.handle.net/2324/14223>

出版情報：人文地理. 51 (1), pp.23-48, 1999-02-28. The Human Geographical Society of Japan
バージョン：

権利関係：ここに掲載した著作物の利用に関する注意：本著作物の著作権は人文地理学会に帰属します。
本著作物は著作権者である人文地理学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権
法」に従うことをお願いいたします。



1920年代の東京府における中国人労働者の就業構造と居住分化

阿 部 康 久

I はじめに	(2) 行商・鋸止業従事者の就業構造と居住パターン
(1) 研究の目的	(3) 料理・理髪・洋服裁縫職の就業構造と居住パターン
(2) 研究のデータ・方法について	(4) 製造業従事者の就業構造と居住パターン
II 研究対象の時期と地域	IV 政府の就業規制と就業・居住パターンへの影響
(1) 1920年代の経済史的な位置づけ	(1) 就業規制とその地域的多様性
(2) 1920年代までの在日中国人人口の推移	(2) 就業規制の就業・居住パターンへの影響
(3) 1920年代の東京の市街地の拡大と中国人の地区別人口の推移	V 考察と結論
III 就業構造と居住パターン	
(1) 建設・運搬労働者の就業構造と居住パターン	

キーワード：中国人労働者，労働市場，就業規制，外事警察課史料，東京府

I はじめに

(1)研究の目的 アメリカ合衆国における都市社会地理学の諸研究では、エスニック近隣地区に関心をもってきた長い伝統がある。シカゴ学派に始まるこれらの研究では、生態学的諸概念に依拠しながら、エスニック集団の集中居住地区の形成や、家族の再生産構造、エスニシティや価値観、文化の形成・変容過程等を明らかにしてきた。そのため、長い間、研究の関心は、移民やエスニック集団の居住の経験を家族や教

会、移民団体、あるいはホスト社会や他集団とといったものとの間の、社会的関係に当てて考察することに向けられていた。¹⁾

スコット (Scott, A. J.) は、これらの人間生態学や都市コミュニティ論の立場に立った諸研究に対して、エスニック集団の居住構造を、産業資本主義の発展過程における都市労働市場の条件との関係からも捉えるべきであると指摘した。また、スコットやストーパーとウォーカー³⁾ (Storper, M. and Walker, R.) は、このような視点から、20世紀初頭のアメリカ合衆国の都市を

1) Schreuder, Y., 'Labor segmentation, ethnic division. of labor, and residential segregation in American cities in the early twentieth century', *Professional Geographers* 41, 1989, pp. 131-143.

2) Scott, A. J., 'Metropolis: From the division of labor to urban form', Berkeley: University of California Press, 1988, 260p. スコット, A. J. 著, 水岡不二雄監訳 (1996): 『メトロポリス』, 古今書院, 322頁。

3) Scott, A. J., 'Industrialization and urbanization: A geographical agenda', *Annals of Association of American Geographers*, 1982, pp. 25-37.

4) ① Storper, M. and Walker, R., 'The theory of labour and the theory of location', *International Journal of*

対象とした研究において、近代国家として統合されたアメリカ合衆国における、新しい社会的・経済的な関係に対応した産業の配置と再配置の様相を描き出した。19世紀末から20世紀初頭にかけて、アメリカ合衆国の製造業は飛躍的に発展した。それを受けて、この時期、ヨーロッパを中心として世界各地から移民労働者が大量に流入した。当時の北米大陸における、急速な工業化の労働力源となったのがこれらの移民であった。⁵⁾

移民やエスニック集団の居住パターンを、その職業構成や従業地、階層構造との関係から検討した実証研究として、以下のものがある。ズンズ (Zunz, O.)⁶⁾ は、デトロイトでの事例研究を通して、19世紀都市では社会階層とエスニシティの双方による居住分化のパターンが見られたのに対して、20世紀初頭にはエスニシティによる居住分化と社会階層による居住分化のパターンが一致するようになったことを明らかにした。ヒアベルト (Hiebert, D.)⁷⁾ は、このようなエスニシティによる居住分化の進行は、階級意識の形成を妨げることはなく、むしろ促進させることさえあると論じた。シュリューダー (Schreuder, Y.)⁸⁾ は、ポーランド移民の革なめし労働者に関する研究で、移民労働者の職住近接の居住パターンと雇用構造、その世代間での変

化について論じた。⁹⁾

エスニック集団に関する政治経済学的な研究の特色として、19世紀末から20世紀初頭の時期を取り扱った研究が比較的多いことが挙げられる。¹⁰⁾ 筆者はその理由を、これらの研究の方向性が、空間編成論を始めとするネオマルクス主義的な地理学の研究動向を意識したものであるためだと考える。ネオマルクス主義的な地理学では、都市住民の社会的構成を、国家権力や資本主義システムのあり方にまで遡り、資本の運動や国家権力の介入による都市形成過程を明らかにした上で論じようとする。そのため、結果として近代都市の形成期を対象時期として取り上げた研究が多くなったのではないだろうか。

日本の都市を対象として、都市住民の社会的構成とエスニシティとの関係を検討する際も、近代期、とりわけ戦間期は重要な時期であると言える。1980年代後半以降、ニューカマー外国人労働者の急増は、日本の大都市の地域構造に大きなインパクトを与えたと言ってよいだろう。しかし、それ以前の日本の都市においては、在日韓国・朝鮮人等の事例を除くと、エスニック集団の集住地区が、海外の諸都市と比べるとあまり大きな位置を占めてこなかったという点は、日本の都市を検討する際の重要な側面であり、その要因を現在の都市構造の基礎が決定された

／*Urban and Regional Research* 7, 1983, pp. 1-41. ② Storper, M. and Walker, R., 'The spatial division of labor: Labor and the location of industries', (William K. T. and L. Sawers ed., *Sunbelt / Snowbelt Urban Development and Regional Restructuring*, 1984), New York: Oxford University Press, pp. 19-47.

5) 斉藤日出治・岩永真治『都市の美学』, 平凡社, 1996, 300頁。

6) Zunz, O., *The changing face of inequality: Urbanization, Industrial Development, and Immigrants in Detroit, 1880-1920*, Chicago: University of Chicago Press, 1982, 482p.

7) Hiebert, D., 'Class, ethnicity and residential structure: the social geography of Winnipeg, 1901-1921', *Journal of Historical Geography* 17, 1991, pp. 56-86.

8) Schreuder, Y., 'The impact of labor segmentation on the ethnic division of labor and the immigrant residential community: Polish leather workers in Wilmington, Delaware, in the early twentieth century', *Journal of Historical Geography* 16, 1990, pp. 402-424.

9) このような20世紀初頭の北アメリカにおけるエスニック・コミュニティ研究の動向については、マッキラン (McQuillan, A.) が詳しく展望している。McQuillan, A., 'Historical geography and ethnic communities in North America', *Progress in Human Geography* 17, 1993, pp. 355-366.

10) 現代都市におけるエスニック労働者の雇用構造の変化について政治経済的側面から論じた研究としては、以下の研究が挙げられる。Wilson, W. J., *The truly disadvantaged: The Inner City the Under class and Public Policy*, University of Chicago Press, 1987, 254p. Massey, D. S. and Denton, N., *American Apartheid: Segregation and the Making of the Underclass*, Harvard University Press, 1993, 292p.

近代期にまで遡って明らかにしていく必要がある。そのため、本研究では外国人労働者の日本への移入が顕著になり、彼らに対する出入国管理制度の枠組みが確立された時期である1920年代の事例を検討する。

日本の都市において在日韓国・朝鮮人の存在が一定の位置を占めてきた要因として、朝鮮が1910～45年までの間、日本による植民地支配下にあったという点が挙げられる。この間、在日朝鮮人に対して外交的保護を及ぼす国家は存在しなかった。その一方で、朝鮮人も日本人と同じ日本臣民であるという建前上、その建前に沿う「正当」な理由がなければ、渡航を管理することはできても、制限するのは難しい側面もあった。¹¹⁾日本における朝鮮人人口が、1910年代後半から30年代にかけて一貫して増加していった背景として、このような点が挙げられるだろう。

これに対して、中国人労働者の特色としては、¹²⁾植民地からの移民とは異なる「純粹」な意味での外国人労働者であり、政府による徹底した出入国管理を受けたという点や、横浜や神戸、長崎といった幕末以来の伝統的な中国人の集住地区を除けば、北米や東南アジアを始めとする多くの国々の事例に反して、中国人の存在が日本の都市構造に大きなインパクトを与えることは少なかった点が挙げられ、都市形成過程において、外国人集住地区の拡大が顕著には見られなかった要因を明らかにするという本研究の上位

目標に即した対象であると考ええる。

ところで、日本におけるオールドカマーのエスニック集団である在日朝鮮人や在日中国人に関する研究では、就業構造や居住分化を政治経済学的アプローチから検討した研究は非常に少ない。¹³⁾これは在日中国人研究において、特に顕著に見られる傾向である。これまでの在日中国人研究では、自営業者や職人の集団としての中国社会に着目した研究が多かった。このような系譜に属する研究として内田直作の研究が代表的であり、彼の業績を超える研究は現れていないという。¹⁴⁾内田以来の在日中国人研究では、¹⁵⁾中国人の社会経済的地位について、基本的には次のような見解を取ってきた。それは、1899年の外国人居留地制度の廃止以降、非熟練単純労働者の入国には政府の許可が必要となったため、日本へ移民した中国人の多くは、貿易商や行商、料理業、理髪業、洋服仕立業等の自営業者や、料理人、理髪師等の職人で占められていたというものである。つまり、内田を始めとする諸研究では、中国人を社会の下層に位置する単純労働者ではなく、日本人との経済的な競争が少ない業種を中心とする自営業や技術的職業に特化した、中間層的地位にある外国人集団として位置付けてきた。¹⁶⁾これらの研究では、中国人の就業構造を彼らが中国本国から持ち込んだ資源、例えば伝統的な技術や商品、中国人ネットワークやチェーン・マイグレーションといった地縁

11) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者—1890年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題—』、明石書店、1994、270—71頁。

12) 本稿では一般的な労働者だけではなく、行商等従事者や、労働者と技術的職人のボーダーライン上にある料理職・理髪職も含めて検討する。なお、本稿では台湾出身者は検討対象から除外した。その理由として在日台湾人人口は在日中国人や在日朝鮮人に比べて1930年代に入るまで少なく、しかもその大半は留学生であったと言われているからである。前掲11)、11頁。

13) 少ない研究例として次のものがある。①佐々木信彰「1920年代における在阪朝鮮人の労働—生活過程—東成・集住地区を中心に—」(杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』、新評論、1996(初版1986))161—212頁。②西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』、東京大学出版会、1997、354頁。

14) 内田直作『日本華僑社会の研究』、同文館、392頁。

15) 市川信愛『華僑社会経済論序説』、九州大学出版会、1987、196頁。

16) ただし、中国人の就業構造が、世代交代等による社会経済的条件の変化によって、変化していく過程を捉えた研究は、いくつか存在する。①山下清海「横浜中華街在留中国人の生活様式」、人文地理 31、1979、321—348頁。②阿部康久「長崎における在日中国人の就業状況の変化と居住地移動」、人文地理 49、1997、395—411頁。

・血縁的關係といったものとの關係から検討してきた。つまり、これらの研究は、移民労働者の就業構造を主に文化的要因から検討したものであると言える。

しかしながら、地縁・血縁的な關係に基づく就業構造は、世界各地に移民した中国人集団ではほぼ普遍的に見られた現象である。その中で、中国人の集住地区が、日本の都市ではそれほど注目されてこなかったという現象を考える際、中国人を受け入れた都市の雇用基盤の問題や政府による政策的な条件にも着目する必要があるのではないだろうか。このような視点から注目される研究として、許淑真¹⁷⁾、山脇啓造¹⁸⁾、仁木ふみ子¹⁹⁾等が挙げられる。許は、在日中国人の外国人労働者としての側面に着目し、外国人の入国規制について定めた法令である勅令352号の制定過程を明らかにした上で、1920年代を事例として、この法令の運用状況について明らかにした。山脇も、在日中国人の問題を外国人労働者問題として扱うべきという立場を明確にした上で、1890年代後半と1920年代前半における、中国人労働者に対する政府の出入国管理政策の動向を明らかにし、朝鮮人労働者の場合との比較検討を行った。また、仁木も震災期における中国人虐殺の実態や要因を解明した研究の中で、労働者の入国規制や就業の実態について取り上げている。これらの研究は、従来の在日中国人研究ではあまり注目されてこなかった非熟練労働者としての中国人の存在に焦点を当て、移民の受け入れ側の条件である出入国管理政策のあり方に力点を置いているという点で、重要な意義を持つ研究である。

筆者は、以上のエスニック集団に関する先行研究を受けて、地理学的な立場から次の点を明

らかにしていく必要があると考える。それは、エスニック集団の集住地区が、都市の産業配置の変化や居住分化の形成過程の中でどのように位置づけられるかという点である。従来の研究では、エスニック集団の集住地区の持つ様々な特色や、そこに住む住民の特質について明らかにしてきた。しかし、このような集住地区が、全体の都市構造の中において、どのような社会的・経済的な役割を持ち、他の社会地区とどのような關係を持ってきたかという点については、あまり検討されていない。このような点を明らかにするためには、エスニック集団の居住地区の形成過程に大きな影響を与える就業構造の問題を、都市の雇用基盤の変化や就業機会へのアクセス、エスニック集団が置かれている労働市場の局地性といった、都市労働市場の働きに着目しながら考察する必要がある。また、エスニック集団の居住パターンの決定に大きな影響を与える都市政治の役割についても検討する必要がある。国家や地方自治体の役割については、欧米の都市地理学の研究においても関心を持たれている重要なテーマであり、エスニック集団の居住パターンを規定する要因の一つとして検討していく必要があるだろう。

そこで本研究では、1920年代の東京を事例として、中国人労働者の居住パターンを明らかにすると同時に、そのような居住パターンの形成に大きな影響を与えた就業構造について、当時の東京の都市労働市場の状況や、中国人の雇用構造や就業機会を獲得するメカニズム、さらには政府による就業規制の影響といったものとの關係から明らかにすることを目的とした。

(2) 研究のデータ・方法について シュリュエーダーは、エスニック集団の居住分化に関する、

17) ①許淑真「日本における労働移民禁止法の成立—勅令第352号をめぐって—」(布目潮風博士古稀記念論集刊行会編集委員会編『東アジアの法と社会』、汲古書院、1990) 553—570頁。②許淑真「労働移民禁止法の施行をめぐって」、神戸大学社会学雑誌7、1990、102—119頁。

18) 前掲11)、305頁。

19) 仁木ふみ子『震災下の中国人虐殺』、青木書店、1993、266頁。

研究の課題として実証的なレベルで従業地の条件と居住空間との関係を見極めることを挙げている。²⁰⁾そのため、本研究では、中国人労働者の職業構成や居住地と就業地との関係、さらには彼らの雇用形態、就業機会を獲得する仕組み、就業構造が居住分化や居住形態にどのような影響を与えていたか等を把握するための個人データが必要になってくる。

本研究では、これらの点を把握するため、外務省外交史料館所蔵の中国人労働者に関する個人データを利用する。これらの史料は、各府県の外事警察課が中国人労働者の不法就労や犯罪等を取締り、防止する目的で作成した膨大な量の報告書を収録したファイルである。それぞれの報告書では、個人もしくは集団で不法就労や犯罪行為等を行ったり、逆に犯罪等の事件の被害に遭った中国人等に対する供述内容をもとに、姓名、年齢、職業、本籍地、現住地、前住地、不法就労を行ったいきさつ等を記録している。これらの膨大な量のファイルは、以下の8つの文書、すなわち、①『帝国労働政策及法規関係雑纂 支那労働者入国取締』、②『在本邦外国労働者関係雑件』、③『外国人動静雑纂 支那国人ノ部』、④『外国人動静雑纂 府県報告ノ部支那国人』、⑤『支那労働者入国取締関係一件、全4巻』、⑥『外事警察事務概況、全6巻』、⑦『外国人関係警察取締及び処分雑件、全12巻（および別巻で『支那国人の部』全4巻）』、⑧『帝国に於ける外国人の居住及営業関係雑件』（以下史料①～⑧と記載する）に収録されている。²¹⁾

これらの8つの文書が対象とする範囲は、地域的には植民地を含めた大日本帝国全土であり、時期的には1922年初頭から1926年末までの約5

年間である。これらの史料で取り上げられ、報告の対象となった中国人の人数は、筆者が複写できた東京、神奈川、埼玉、千葉の南関東4府県で、少なくとも2,100名以上であり、東京府だけでも1,600名近くに上っている。彼らの性別を見ると、当時の中国人労働者の多くが出稼ぎを目的とした単身者で占められていたことを反映して、ほとんどが男性で占められている。

これらの史料を利用するに当たり問題となる点は、当該時期の中国人労働者全体の中での代表性である。これらの史料は不法就労等の犯罪防止を目的として作成されたため、建設・運搬労働者や製造業従事者等の、労働不許可業種に従事している者の事例が多く記録されている。反面、料理・理髪職等で許可を受けて就業している者や、不許可業種従事者でも就労制限が行われなかった地区や取締りが比較的緩やかであった地方で従業していた者をあまりカバーしていない可能性がある。²²⁾

これらの問題点はあるものの、上述の史料は中国人労働者の就業構造と居住パターンの関係を明らかにするために不可欠な史料である。なぜなら、この史料は中国人の職業や居住地・従業地、雇用者等の情報が個人レベルで大量に記されたほとんど唯一の史料であり、国勢調査等の集計データでも外国人に関する情報はほとんど示されていないからである。さらに、上述の史料を用いることで、留学生や外交官、大使館員、大学教員、実業家等といった、明らかに労働者とは異なる社会階層の中国人を除外した上で、彼らの就業構造や居住パターンを分析できるというメリットもある。

20) 前掲8), 138—139頁。

21) これらのうち史料⑧では、自営業を営む中国人の可否について当局がケースバイケースで判断を下した事例が収録されている。また、史料⑦では、中国人が犯罪行為全般によって検挙された事例や、逆に犯罪行為の被害者になった事例を集めているのに対して、他の①～⑥の史料では、不法就労者の事例を中心としている。そのため、①～⑥については、報告書が作成された時期が異なるのみであり、史料の性格には大きな違いはないと考えられる。

22) 筆者は、この個人データの重複分を取り除く作業も行った。

II 研究対象の時期と地域

(1) 1920年代の経済史的な位置づけ 史料の分析に入る前に、対象時期である1920年代の、日本経済史における位置づけを行いたい。日本経済は1920年3月以降の戦後恐慌や、1920、22、27年の金融不況を経験しながらも、1920年代全体として見ると経済成長を続けていた。この時期、工業の分野では「軽工業」中心の構成から脱却して、鉄鋼・化学・機械等の素材や生産財の製造能力の確立と充実が目指された。そして、このような「重化学工業化」は、石炭等の輸入需要の増大をもたらし²³⁾た。こうした工業の発展と軌を一にして、1920年代は都市化の著しい進展と、それに伴う道路、上下水道、公園等の近代都市施設が整備された時期でもあった。また、都市部以外でも、1918年9月に成立した原敬内閣以降、政府は積極的な公共投資政策を執るようになって²⁴⁾いた。

また、この時期は、工場労働者全般において、賃金水準の上昇が見られた時期でもあった。例えば、機械器具製造業従事者の家庭の収入は、最低生活水準を脱出するに至った。ただし、賃金水準の上昇は、全ての工業労働者に平等に現れたわけではなく、大企業の労働者と中小零細企業労働者、その他雑多な生業に従事する人々との間に賃金の格差が拡大し始め、労働市場の二重構造と呼ばれる日本型労働市場の特質が生み出されたのもこの時期であった²⁵⁾。

ただし、産業構造の変化が都市の社会構造に与えた影響を都市間で比較すると、相違点も見られる。社会集団間の階層化や居住分化の形成過程に関する都市間での比較はほとんどなされていない。しかし、被差別部落民や在日朝鮮人を含む都市下層民に関する研究成果を見ると、大まかに言って、大阪を始めとする西日本の諸都市では、都市下層民の集住地区が根強く残存していったのに対して、東京や横浜といった東日本の都市では、1920年代以降、都市下層民の集住地区は拡散していく傾向があった。そのため、これらの諸都市では、都市下層民の問題はあまり人々に強く意識されないまま残存し、隠蔽されていったと考えてもよいように思われる。このような都市形態の差異が見られた要因として、東京や横浜では、経済発展に伴って資本投下や都市再開発が著しく進んだため、下層民集住地区の「クリアランス」が顕著に進んだことや、関東大震災とその復興計画によって下層民集住地区の多くが消失したこと等が推測される。

(2) 1920年代までの在日中国人人口の推移 本稿で対象地域とした東京府(第1図)において、中国人の入国が増加し始めたのは、1890年代後半からである。1899年には、領事裁判制度の廃止にともなって、外国人居留地制度が廃止され、同時に制定された勅令352号によって、外国人が居留地外で居住・移転、営業等の行為をすることが認められるようになった。これによって、中国人は居留地外で料理業、理髪業、

23) 中村隆英・尾高煌之助「概説」(中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』, 岩波書店, 1989), 26—37頁。しかしながら、重化学工業化といっても、実際には1920年の時点でも第2次、第3次産業従事者の多くが、大工、左官、人力車夫、料理飲食店といった旧在来産業に従事していたことにも留意しなければならない。

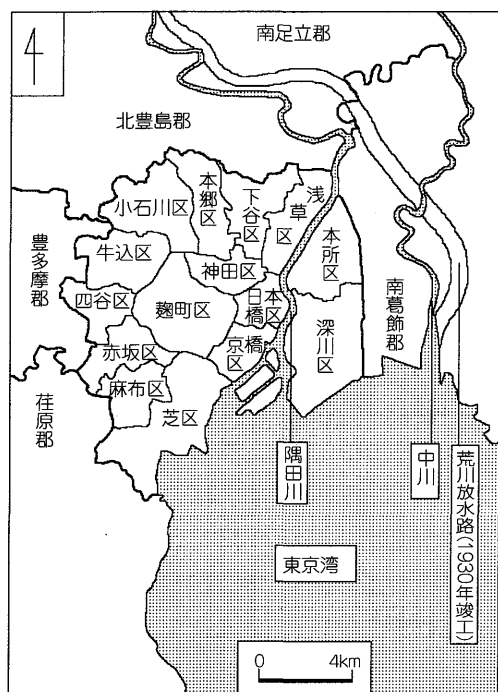
24) 持田信樹「都市の整備と開発」(西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代(下)』, 岩波書店, 1990), 271—318頁。

25) 中村隆英「『高橋財政』と公共投資政策」(中村隆英『戦間期の日本経済分析』, 山川出版社, 1981), 117—122頁。

26) 尾高煌之助『労働市場分析』, 岩波書店, 1984, 331頁。

27) 例えば、次の研究が代表的なものとして挙げられる。①杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』, 新評論, 1996(初版1986), 321頁。②中川清『日本の都市下層』, 勁草書房, 1985, 404頁。

28) この法令の最も重要な箇所である第1条の条文は次のようなものであった。「外国人は条約若しくは慣行に依り居住の自由を有せざる者と雖、従前の居留地及び雑居地以外に於て、居住、移転、営業其他の行為をなすことを得。但し労働者は、特に行政官庁の許可を受くるに非ざれば、従前の居留地及雑居地以外に於て、居住し、又は其業務を行うことを得ず。(以下略)」



第1図 対象地域の図

行商等の職業に従事することができるようになった。しかし、農業・漁業・鉱業・土木建築・製造・運搬挽車・仲仕業等の非熟練労働に従事する場合には、各府県知事の許可が必要であった。²⁹⁾

この1899年以降、東京府における中国人人口は漸増していったが、日本経済の構造変化と中国側の要因によって、日本への中国人労働者の移入が顕著になり、1921年頃からは、日本人労働者との就業を巡る軋轢が生じたり、衛生・風俗上の問題が起こる等の社会問題が発生するようになった。³⁰⁾人口上も、戦前の東京府で、中国人人口が最も多くなった時期は、1920年代であった。この時期の在日中国人人口の増加の要因として、許や山脇は、移民の送り出し国である中国の側の政治的・経済的な要因を指摘している。³¹⁾許は1920年の華南・山東地方等での旱害や

1921年の淮河流域での水害、1920年7月の安直戦争等の影響を、山脇は第1次世界大戦後に中国を襲った不況の影響と、中国への日本企業の進出による日本への関心の高まりを指摘している。

（3）1920年代の東京の市街地の拡大と中国人

第1表 東京府の地区別総人口（単位：人）

	1920年	1925年
東京市計	2,173,201	1,995,567
（魏町区）	65,692	56,379
（神田区）	151,990	128,529
（日本橋区）	126,415	105,002
（京橋区）	143,397	120,363
（芝区）	179,214	171,590
（麻生区）	88,558	87,906
（赤坂区）	62,232	61,045
（四谷区）	70,217	74,974
（牛込区）	126,282	129,887
（小石川区）	146,507	152,620
（本郷区）	135,573	135,079
（下谷区）	183,186	172,678
（浅草区）	256,410	232,076
（本所区）	256,269	207,142
（深川区）	181,259	160,297
八王子市	38,955	45,288
荏原郡	253,871	525,741
豊多摩郡	278,403	476,548
北豊島郡	379,426	664,842
南足立郡	60,780	89,226
南葛飾郡	204,538	347,494
西多摩郡	88,156	93,922
南多摩郡	79,593	83,278
北多摩郡	109,399	129,826
大島	18,713	18,505
八丈島	8,968	9,127
小笠原諸島	5,425	5,780
合計	3,699,428	4,485,144

出典：『国勢調査』

29) 前掲14), 5—6頁。

30) 「支那人労働者取締情况」(史料①所収, 1924)。

31) 前掲14) ②, 102頁。前掲11), 115—117頁。

第2表 東京府の地区別中国人人口 (単位: 人)

	1919年	1921年	1924年	1925年	1926年
東京市計	1,114	1,549	2,695	3,069	2,850
(麹町区)	134	66	155	173	195
(神田区)	263	168	201	208	210
(日本橋区)	44	59	90	95	81
(京橋区)	102	118	254	309	285
(芝 区)	43	142	234	239	215
(麻生区)	25	33	104	135	102
(赤坂区)	30	46	122	134	104
(四谷区)	15	19	73	55	57
(牛込区)	82	386	306	369	498
(小石川区)	206	207	231	236	264
(本郷区)	23	23	197	242	247
(下谷区)	39	38	229	207	192
(浅草区)	65	134	169	204	149
(本所区)	42	104	83	110	115
(深川区)	1	6	247	353	136
八王子市	1	3	26	1	2
荏原郡	18	44	211	392	564
豊多摩郡	252	367	425	382	439
北豊島郡	160	253	629	699	510
南足立郡	0	0	18	23	18
南葛飾郡	3	7	254	338	158
西多摩郡	0	0	0	0	0
南多摩郡	0	0	0	3	1
北多摩郡	0	0	2	7	10
大 島	0	0	0	0	0
八丈島	0	0	2	5	0
小笠原諸島	0	0	0	0	0
合 計	1,548	2,223	4,262	4,919	4,552

出典:『東京府統計書』

の地区別人口の推移 東京府では、1910年代後半以降、東京市域外への市街地の拡大が急速に進んでいた。このような市街地の拡大は、地区別の人口構成の変化からも知ることができる。1923年の関東大震災の影響もあって、東京市の人口は1920年から1925年の間に、8.2%の減少

を示している。これに対して、東京市の周辺部での人口増加は顕著であり、荏原、豊多摩、北豊島、南葛飾の各郡で、ほぼ総体的に市街地化が進みつつあった(第1表)。

中国人の地区別人口も、この時期に大きく変化しているが、日本人人口の変化と比較すると、相違が見られる(第2表)。中国人の区・郡別の人口の推移を見ると、東京市15区では、1919～25年の間で1,114人から3,069人と3倍近い増加が見られる。特に、東京湾沿いの京橋や芝、隅田川沿いの浅草、下谷、本所、深川の各区での増加が著しい。東京府の中国人人口は関東大震災によって一旦大幅に減少し、その後急速に回復したが、この時期、多くの中国人が日本人の人口が減少していた東京市内に流入していたことが分かる。その一方で、東京市外の荏原、豊多摩、北豊島、南葛飾の各郡でも人口増加は著しく、郡部全体で見ても、1919～25年の間に434人から1,850人に増加している。しかし、郡部の中でも、中国人が多く居住していた地区は、東京市の外縁部の地区に限られていた。このような中国人の分布の要因として、工場立地の変化が考えられる。この時期、工場は地価が低廉で水運の便のある地区に立地を拡散させており、①荒川と隅田川の間の江東地帯、②北部隅田川西岸の江北地帯、③月島以南の沿岸地帯が、工場の主な分布地域となっていた。³²⁾そして、これらの傾向は、関東大震災以降、特に顕著になっていった。中国人労働者の多くが、建設・運搬労働や製造業に就業していた点を考えると、これらの工場立地の変化は、中国人の居住地の分布に大きな影響を与えていたと考えられる。

III 就業構造と居住パターン

本稿で用いる史料で報告されている中国人を

32) 原田勝正「東京の市街地拡大と鉄道網(1)―関東大震災後における市街地の拡大―」(原田勝正・塩崎文雄編『東京・関東大震災前後』, 日本経済評論社, 1997) 1―41頁。

33) 前掲27) ②, 147頁。

第3表 中国人建設・運搬労働者の雇用者・従業地・労働内容等

番号	雇用者	雇用人数	従業地	居住地	労働の内容	史料
1	日本人請負業者	27	深川区上大島町	深川区千田町	石炭陸揚作業	「外秘第1397号」, 史料①, 1924.
2	日本人請負業者	5	深川区海辺町	不明	建設・運搬作業	「外秘第1397号」, 史料①, 1924.
3	渋川硝子工場	2	深川区本村町	不明	雑役作業	「外秘第1397号」, 史料①, 1924.
4	人造肥料会社(日本人請負業者)	47	北豊島郡王子町	不明	石炭運搬作業	「外秘第1041号」, 史料⑦第9巻, 1925.
5	不明	1	北豊島郡三河島町	北豊島郡三河島町	建設作業	「外秘甲第776号」, 史料⑦第8巻, 1924.
6	不明	3	北豊島郡南千住町	浅草区橋場町	コークス運搬作業	「外秘第967号」, 史料⑤第4巻, 1926.
7	不明	2	荏原郡牛込村	荏原郡牛込村	建設作業	「外秘第1453号」, 史料⑦別冊第1巻, 1926.
8	日本人請負業者	1	西多摩郡多摩村	西多摩郡多摩村	玉南鉄道工事(ママ)	「外秘甲第890号」, 史料⑦第8巻, 1924.
9	スタンダード石油会社	30	横浜市神奈川町	横浜市神奈川町	石油貯庫内で石油の荷揚げ作業	「外秘収第1581号」, 史料⑤第1巻, 1922.
10	不明	20	横浜市神奈川町	北豊島郡三河島町	雑役作業	「外秘発第12号」, 史料⑤第1巻, 1922.
11	不明	43	横浜市本牧町・神奈川町	北豊島郡三河島町(林合記方)	海岸埋立地で建設・運搬作業	「外秘収第403号」, 史料⑤第1巻, 1922.
12	スタンダード石油会社	12	横浜市浅間町	北豊島郡三河島町	石油運搬・石炭積卸作業	「外秘収第161号」, 史料⑤第1巻, 1922.
13	日本人請負業者	2	横浜市根岸町	千葉県館山	女子師範学校建築工事	「外秘収第8050号」, 史料⑦別冊第3巻, 1926.
14	東海運株式会社	30	横浜市相生町	横浜市橋本町	石炭運搬作業	「外秘収第161号」, 史料⑤第1巻, 1922.
15	日本人請負業者	30	川崎市	東京市	土木作業	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923.
16	日本人請負業者	6	神奈川県橋本郡生田村	南葛飾郡大島町	道路工事	「外秘収第7156号」, 史料③, 1926.
17	日本人請負業者	10	神奈川県橋本郡幸村	東京府	多摩川沿岸河川工事	「外秘収第613号」, 史料⑤第1巻, 1922.
18	日本人請負業者	10	神奈川県高座郡寒川村	北豊島郡南千住町	久尻川改修工事	「外秘収第5993号」, 史料③, 1926.
19	日本人請負業者	17	神奈川県箱根町	南葛飾郡大島町	土木作業	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923.
20	日本人請負業者	10	神奈川県久良岐郡	荏原郡池上村(日本人請負業者方)	海岸埋立工事	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923.
21	日本人請負業者	29	神奈川県足柄下郡宮城野村	北豊島郡三河島(傘製造業陳方)	道路工事	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923.
22	日本人請負業者	13	神奈川県鎌倉郡本郷村	北豊島郡三河島町	土木工事	「外秘収第305号」, 史料⑤第1巻, 1923.
23	九十九里軌道株式会社請負業大澤組	31	千葉県山武郡東金町	東京・川崎方面	軌道工事	「特高第5805号」, 史料⑤第4巻, 1926.
24	日本人請負業者	66	千葉県千葉郡都林	北豊島郡三河島町	志津航空学校建築工事	「高第11148号」, 史料⑤第1巻, 1922.
25	土木建築株式会社下請人竹田組	25	埼玉県北足立郡鳩ヶ谷町	北豊島郡南千住町(中華民国労働組合)	変電所工事	「外秘第2119号」, 史料⑥第4巻, 1925.
26	中国人請負業者	13	群馬県多野郡上野村	東京府	材木運搬	「秘高第7593号」, 史料⑥第2巻, 1925.
27	群馬水力電気株式会社請負業石井組	24	群馬県群馬郡金島村	下谷区三ノ輪(藩白石方)	土木工事	「秘高第7028号」, 史料⑤第3巻, 1924.
28	東京電燈上久屋水力電気工事請負業佐藤	42	群馬県利根郡利南村	北豊島郡高田町	水力電気工事	「秘高第5246号」, 史料⑤第1巻, 1923.
29	福田合名会社(日本人請負業者)	15	群馬県多野郡上野村	北豊島郡三河島町	電柱用材搬出作業	「秘高第4799号」, 史料⑤第1巻, 1925.
30	日本人請負業者	49	茨城県北相馬郡井野村	北豊島郡三河島町・南千住町	取手—藤代間常磐線複線工事	「高親収第12879号」, 史料⑤第1巻, 1922.
31	朝鮮人請負業者	14	茨城県稲敷郡阿見村	南葛飾郡大島町	霞ヶ浦海軍飛行場で土木作業	「高親第11532号」, 史料⑤第1巻, 1922.
32	常磐線請負業大丸組	16	茨城県	南葛飾郡大島町(日本人方)	常磐線複線工事	「高機第625号」, 史料⑤第2巻, 1923.
33	請負業勝呂組	29	茨城県那珂郡山方村	北豊島郡三河島町	大郡線鉄道工事	「高親収第11389号」, 史料⑤第1巻, 1922.
34	日本人請負業者	9	栃木県都賀郡姜岡町	北豊島郡三河島町	河川工事	「秘第15012号」, 史料⑤第1巻, 1922.
35	日本人請負業者	23	栃木県河内郡古里村	南葛飾郡大島町	鬼怒川で砂利採取	「秘第14858号」, 史料⑤第1巻, 1922.
36	日本人請負業者	11	栃木県足利市旭町	東京市	耕地整備工事	「秘第6988号」, 史料⑤第1巻, 1923.
37	日本人請負業者	6	福島県	横浜市山下町	土木作業	「高機第1018号」, 史料⑤第1巻, 1922.
38	雇用者読みとれず	24	福島県磐梯村	南葛飾郡大島町(王希天方)	鉄道変更線工事	「高機第1640号」, 史料⑤第2巻, 1923.
39	日本人請負業者	24	新潟県刈羽郡中蛸石村	北豊島郡三河島町	蛸石川改修工事	「高秘収第6866号」, 史料⑤第1巻, 1923.
40	日本人請負業者	13	山形県東置賜郡高畠町	不明	高畠線追線工事	「特高秘発第45号」, 史料⑤第3巻, 1924.
41	日本人請負業者	23	仙台市外長町郡山	北豊島郡三河島町	鉄道操車場線工事	「高秘発第380号」, 史料⑤第2巻, 1922.
42	花輪鉄鉄請負業大丸組	65	岩手県岩手郡平館村	北豊島郡南千住町	花輪線鉄道工事	「高秘発第152号」, 史料⑤第4巻, 1925.
43	不明	7	長野県埴科郡寺尾村	南葛飾郡大島町	千曲川改修工事	「高秘収第12026号」, 史料⑤第1巻, 1922.
44	日本人請負業者	17	静岡県田方郡錦田村	南葛飾郡大島町	国道工事	「高第8508号」, 史料⑤第2巻, 1923.
45	日本人請負業者	3	岐阜市室津町	東京市	付近の農家・工場等で日雇い	「高秘収第14632号」, 史料⑤第3巻, 1924.

職種毎に分類すると、そのほとんどが①建設・運搬労働者、②行商・鋸止（かすがいどめ）業者³⁴⁾、③料理職、④理髪職、⑤洋服裁縫職、⑥製造業従事者の6つの職種に分類することができる。本章では、中国人労働者の就業構造と居住パターンの形成要因について、労働市場との関連を踏まえながら、職種別に検討していく。

（1）建設・運搬労働者の就業構造と居住パターン 1920年代は都市化が著しく進み、それに伴い道路、上下水道、公園等の近代都市施設が整備された時期であった。都市部以外の地域においても、鉄道、道路、港湾、電信・電話の改良と拡張、軍事施設や教育施設の建設、治水、砂防、道路、港湾、上下水道等の土木事業等も進行していた。また、1923年の関東大震災によって崩壊したインフラストラクチャーの復興事業も行われた。その一方で、この時期は、工業の重化学化や生産財の国産化にともなって、石炭を始めとする資源の輸入需要が増大していた時期でもあり、このような輸入資源の陸揚げ・運搬労働に対する需要が生まれていた。このような、1920年代に起こった経済的な変化は、中国人労働者に新たな雇用機会を提供することになった。第3表は、史料の中から、中国人建設・運搬労働者の雇用主や従業地、業務内容等が比較的詳細に記録されている事例を集めたものである。この表によると、石炭・石油等の陸揚げ・運搬作業や、インフラストラクチャー等の建設・整備事業に従事する中国人労働者が多く見られる。

中国人労働者の増加要因として、雇用機会の存在に加えて、低賃金労働力に対する需要が存

在していたことが挙げられる。史料によると、1922～23年の時点での中国人労働者の賃金水準は、日給で2円前後の場合が多かった。例えば、隅田川地域で石炭の陸揚げ運搬に従事する中国人約1,000名は1.2～3円、立川陸軍航空隊の敷地工事場内で土砂運搬や地均しに従事する中国人150名は1.8円、尾久村の利根火力発電所、旭電化株式会社等で石炭の陸揚げ運搬に従事する中国人120名は2円前後の日給を得ていた³⁵⁾。また、横浜市相生町で東海運株式会社に雇用され、石炭の運搬作業に従事していた中国人30名は2.5円³⁶⁾、神奈川県足柄下郡で日本人請負業に雇用され、道路工事に従事していた中国人29名は2円の日給であった³⁷⁾。日本人労働者と中国人労働者の賃金（月給）を比較すると（第4表）、中国人労働者の賃金は日本人労働者に比べて2～3割割安であった。また、この表は、関東大震災の復旧工事が行われていた1924年のものであるが、建設・運搬労働者の平均月収は50円程度であり、裁縫職従事者のそれは55円であった³⁸⁾。断片的なデータではあるが、これらから1923～24年にかけての関東大震災前後での賃金水準の変化は、それほど顕著なものではなかったことが推測される。しかし、史料によると、中国人労働者500名を期限付きで中国本国から移入させる計画が存在しており、震災による労働力不足は深刻なものであったことが分かる。これに対して、この時期の日本人の賃金水準の変化を見ると、第一次世界大戦中の労働力不足による影響が賃金水準に顕著に反映している。中村の研究によると、1913年と比べた場合、1921年の工業労働者の実質賃金は男子、女子共に約2倍

34) 鋸止業者とは、陶器・ガラス類の修繕作業を行う職人のことであり、行商との兼業によって、全国を営業して回ることが多かった。

35) 「東京市付近支那労働者調」（史料⑤第1巻所収，1923）。

36) 「外秘収第161号」（史料⑤第1巻所収，1922）。

37) 「外秘収第1342号」（史料⑤第2巻所収，1923）。

38) なお、裁縫職では賃金の最高値と最低値に大きな差が見られる。これは裁縫職の中に、高い技術を持つ洋服仕立職と労働集約的な職工が含まれていることが原因であろう。

39) 「震災復旧工事に支那職工使用方願出に関する件」（史料⑤第1巻所収，1923）。

第4表 日本人・中国人労働者の賃金比較表（1924年）

職 種	国 籍	賃金(円, 月給)		
		最 高	最 低	平 均
運 搬 職	日 本 人	98	56	70
	中 国 人	70	45	50
建 設 職	日 本 人	100	50	62
	中 国 人	70	45	50
裁 縫 職	日 本 人	84	70	70
	中 国 人	120	30	55

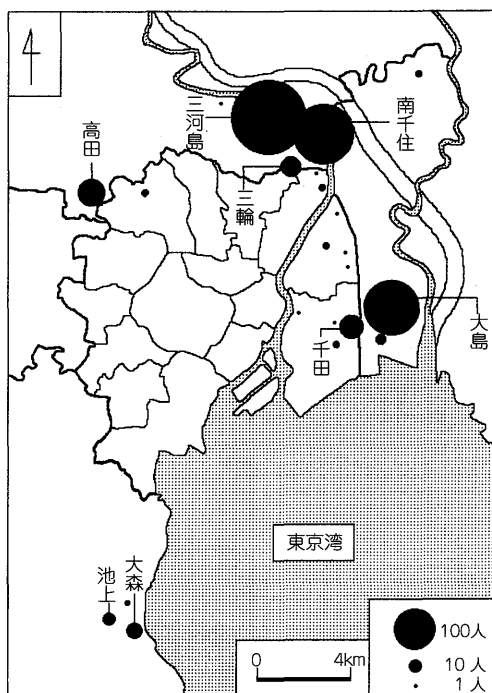
出典：『外事警察報』第28号，98～99頁。

に上昇している。しかも、第一次世界大戦期の好況による賃金上昇の影響は遅れて現れたため、実際の賃金水準の上昇は、戦後不況下の1919年⁴⁰⁾以降、顕著に現れた。

このような雇用機会や低賃金労働力への需要の存在に加えて、建設・運搬労働者の日本への大規模な流入と集住の要因として、地縁・血縁的な要因も無視できない。この時期の建設・運搬労働者は、そのほとんどが、浙江省温州府出身者で占められており、他の地方出身者は極めて少ない。彼らは、行商に従事するという名目で入国した後、建設・運搬労働に転業する事例が多かったが、転業者についても、そのほとんどが浙江省出身者に限られていた。史料によると、行商から建設・運搬労働者に転業した中国人240名の内、その出身地を確認できた161名は、全て浙江省温州府出身者であった。⁴¹⁾これは、建設・運搬労働に参入することができた中国人が、同郷の斡旋業者（人夫頭）とのコネクションを持つ浙江省出身者に限られていたためであろう。つまり、建設・運搬労働者においても、その就業機会の獲得には、地縁・血縁的な関係に基づいた要因が存在していたと言える。

以上のように、労働市場の条件と地縁・血縁

的な関係によって規定されていた建設・運搬労働者の就業構造は、彼らの居住パターンに大きな影響を与えていた。第2図から、東京府における彼らの居住地を見ると、北豊島郡南千住・三河島町と南葛飾郡大島町への集が顕著である。当時の史料によると、中国人の建設・運搬労働者約1,400人程度が、東京市周辺の大島町や南千住町を中心に居住・従業していた⁴²⁾。これらの隅田川・荒川流域の地区は、当時、工場の集積が進行しつつあり、石炭等のエネルギー資源や原材料が大量に輸入・陸揚げされていた。このような資源の陸揚げ・運搬労働への需要は、建設・運搬労働者の最大の雇用基盤になっていたと言える。そして、雇用基盤である工場群に



第2図 東京府における建設・運搬労働者の居住地（1922～26年の合計値）

出典：史料①～⑧をもとに筆者が集計

40) 中村隆英「景気変動と経済政策」(中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』, 岩波書店, 1989), 290—293頁。

41) 「外秘収第161, 403, 1581号」(史料⑤第1巻所収, 1922)。「外秘収第144号」(史料④所収, 1922)。「高第11148号」(史料⑤第1巻所収, 1922)。「外秘収第12号」(史料⑤第1巻所収, 1922)。「秘第15012号」(史料⑤第1巻所収, 1922)。「秘第6988号」(史料⑤第1巻所収, 1923)。

42) 前掲35)。

対して、建設・運搬労働者が高密度で近接して居住した結果として、南千住、三河島、大島の各町に彼らの集住地区が形成されていった。

また、東京府では、第IV章で述べるように、政府による就業規制が緩和されたことにより、府外からの建設・運搬労働者の転入者が増加していた。⁴³⁾しかし、東京府内への転入者の増加は、建設・運搬労働力の供給過剰を招いた。そのため、府内で就業機会を得ることができない労働者の中で、関東・東北地方等の各県に一時的に転出し、短期的な出稼ぎ労働に従事している者も多かった。第3表から彼らの就業先を見ると、関東地方各県から西は岐阜県、東は東北地方にまで及んでいることがわかる。また、第3表から彼らの各県での雇用状況を見ると、鉄道・道路工事、発電所・変電所、学校、軍事施設等の建設・整備工事、河川工事、耕地整備事業等のインフラストラクチャーの建設事業等に従事するケースが多く見られた。これらの公共財の建設作業を行う場合、国や地方自治体が直接、労働者の募集や雇用を行うことはなく、民間の工事請負業者がこれらの募集や雇用を行っていた。⁴⁴⁾東京府の中国人の場合、公共工事において、日本人請負業者によって雇用されることが、中国人の集中居住を促進する大きな要因の一つとなっていた。なぜなら、個々の中国人労働者は、日本人請負業者とのコンタクトを取れる機会が非常に少なかったため、就業機会を得るためには、日本人請負業者に労働者を斡旋する中国人の斡旋業者（人夫頭）に頼らなければならなかったからである。そのため、中国人労働者がこれらの公共工事で就業機会を得るためには、南千住町、三河島町、大島町といった同じ建設・

運搬労働者や中国人斡旋業者が多く居住しており、就業のための情報へのアクセスに優れている地区に居住する必要があった。

以上のような、雇用基盤や雇用機会への利便性に加えて、中国人の集中居住の要因として、十数人の中国人が一つの宿舎に共同で居住し、自炊することによって生活費を切り詰める効果が挙げられるという点も指摘できる。中国人の多くは、短期的な出稼ぎの目的で来日した単身者であったため、蓄財や本国への送金のために、食費や住居費を切り詰める必要があった。このため、中国人は南千住、三河島、大島等の各町に存在する宿舎に居住し、集団生活を営む傾向があった。例えば、大島、南千住、三河島の各町に居住する中国人の場合、1戸の宿舎で共同生活を行っており、6畳敷の部屋に10～16人の中国人が居住し、食事も共同自炊を行っていた。このような条件で、労働者たちが借家主に対して支払った宿泊料及び諸経費⁴⁵⁾の金額は、1泊につき15～18銭程度であった。北豊島郡尾久村、北多摩郡立川村に居住する中国人の場合、「労働先たる工事場又は仕事場に粗末なる小屋を建て、或いは借家して一戸に10余名雑居し共同自炊を為し居れるが工事場に於いては人夫請負人たる本邦人が主として其の世話を為し居れり。其の生活状況は支那本土に於ける苦力と何等異なる所無く衛生風俗上考慮を要する点多く又彼等は常に支那賭博を開帳し居れり⁴⁶⁾」と記録されており、かなり劣悪な居住環境の中で生活していたことがわかる。

(2)行商・鋸止業従事者の就業構造と居住パターン 1920年代の東京は、市街地が急速に拡大するなかで、恒常的に消費財を供給する手段

43) 例えば、1923年1月20日から23日の3日間だけで、茨城、栃木、千葉県地方より40数名の労働者が入京した形跡があったという。前掲35)。

44) 第3表からも、建設・運搬労働者の雇用者を見ると、彼らが地方で就業する場合、日本人の請負業者によって雇用された事例が多く見られた。日本人請負業者から見ても、日本人より安い賃金で雇用できる中国人労働者は魅力的であったと考えられる。

45) 前掲35)。

46) 前掲35)。

が未整備であった。そのため、都市住民の消費や娯楽に対して、行商や露天商といった職種が、一時的にはあれ、独特の役割を果たしていた。⁴⁷⁾ また、このような消費財の供給手段としての行商の役割は、地方都市や農村部ではさらに重要であったと考えられる。東京府在住の行商の場合も、北は北海道から西は愛媛県まで、その商売を広く全国に展開している。彼らの中には、旅館等に宿泊しながら、全国を行商して回っていた者も多かった。⁴⁸⁾

また、行商従事者が多く来日した要因として、1899年の勅令352号によって、中国人の職種は、旧居留地・雑居地内を除くと、事実上、料理業、理髪業、行商等に、制限されていたことが挙げられる。行商従事者が日本に渡航し、就業機会を獲得するに当たっては、中国本国での斡旋業者が大きな役割を果たしていた。ある史料では、「在上海支那人経営支那旅館に使用され居る支那人雇人（番頭等）が日本に行き行商せば非常に儲かるからと日本に渡航を勧説し彼等を欺きて乗船切符の買い取りにて不当の利益を博し其の他種々なる名目の下に手数料を収得しつつある」と指摘している。⁴⁹⁾ また、これによって、「従来の渡航し居たる行商人は新来行商人の増加にて商売面白からず是等新旧行商人が共に労働者に転ずるも少なからず」と、中国人行商の急増により、営業者の供給過剰が生じていることも指摘されている。⁵⁰⁾

次に行商・鋸止業従事者の居住パターンとそれが決定されていった要因について検討する。彼らの居住パターンの特色として、出身地の違いにより、異なる地区に居住していたことが挙げられる。第5表は、行商・鋸止業従事者の居住地を出身地別に集計したものである。行商従

第5表 東京府における行商・鋸止業従事者の地区別・出身地別人口（1922～26年の合計値）

	山東省	浙江省	福建省	江蘇省	その他	不 明	計
東京市計	113	7	61	25	5	29	240
（麴町区）	1	0	0	0	0	0	1
（神田区）	20	0	1	0	0	9	30
（京橋区）	1	1	41	0	0	0	43
（赤坂区）	0	0	1	0	0	0	1
（四谷区）	1	0	0	0	0	0	1
（牛込区）	6	0	1	0	0	3	10
（本郷区）	20	0	0	0	0	0	20
（下谷区）	61	2	10	17	5	13	108
（浅草区）	3	0	4	0	0	0	7
（本所区）	0	3	0	4	0	0	7
（深川区）	0	1	3	4	0	4	12
荏原郡	8	0	2	0	0	7	17
豊多摩郡	6	2	1	0	0	3	12
北豊島郡	0	52	7	6	0	49	114
南足立郡	3	0	1	0	0	2	6
南葛飾郡	0	28	1	2	0	0	31
不 明	12	9	0	0	0	0	21
不 定	0	2	4	2	0	0	8
計	142	100	77	35	5	90	449

出典：史料①～⑧の個人データをもとに筆者が集計。

事者の出身地と居住地区、行商品目を見ると、次の3つの集団に分類することができる。第1の集団は、山東省、特に同省の済南府商河県出身者である。彼らは、下谷区東北部の入谷町・龍泉寺町を始めとして、神田区小川町、本郷区金助町等東京市の北北東のセクターに多く居住していた。第2の集団は、浙江省、とりわけ温州府出身者である。彼らの居住地は、北豊島郡南千住町・三河島町と南葛飾郡大島町に集中している。これらの地区は、建設・運搬労働者も多く居住しており、やはり温州府出身者がそのほとんどを占めている。一般には、浙江省出身

47) 前掲27)②、306頁。

48) 史料からは、神奈川（139人）、東京（27人）、茨城（20人）、長野（18人）、埼玉（12人）、宮城、福島（各11人）、新潟（10人）、山梨（9人）、福井、北海道（各8人）、大阪（7人）等での営業が確認された。

49) 前掲35)。

50) 前掲35)。

者という呼称は、上海に近い寧波・杭州地方の出身者を指して使われることが多い。彼らの場合、古くから日本に來住し、貿易商等の商業に従事している者が多かったが、温州府出身者は、1920年代に急増し、建設・運搬労働や行商に従事している者が多く、寧波・杭州地方出身者とは明確に区別される集団である。彼らの行商活動の特質として、建設・運搬労働に転業する者が多かったことが挙げられる。転業の理由として、不況の影響や商品が粗悪なため、商売の不振に陥り、建設・運搬労働に転業した事例や、商品の在庫が切れた時期等に、一時的に建設・運搬労働に従事する事例が見られたが、いずれにしても、浙江省出身者の行商活動は、他の地方出身者と比べ、不安定な経営基盤を有していたと考えられる。⁵¹⁾第3の集団は、福建省、とりわけ福州府福清県出身者である。彼らの場合、外国人居留地が存在した京橋区に多く居住している。福建省出身者と日本との関係は、江戸期における長崎貿易の開始の時期にまで遡ることができ、彼らは、1858年の日本の開国以降、最も早く日本に來住したグループの一つであると言える。⁵²⁾これらのグループの來日時期と居住パターン⁵²⁾の関係をみると、より早い時期に來日した集団である福建省出身者が外国人居留地が存

在した京橋区に集住地区を形成していた。これに対して、1920年代に入って來住した山東省出身者や浙江省出身者は、この時期、都市化地域に入りつつあった東京市東部のブルーカラー地域に集住地区を形成していった。

行商従事者の場合、出身地の違いによって居住地区が異なるだけでなく、販売する商品も異なっていた(第6表)。山東省出身者では、金網製品を販売した例が最も多く、その他に、六神丸・朝鮮人参等の薬類や翡翠や石細工品等を販売した例が見られる。また、山東省出身者の場合、行商と兼業して鋸止業に従事する事例が多く見られる。一方、浙江省出身者では、雑貨類を販売していた者が多数を占めており、特に、雨傘、薬、石細工品等を販売していた事例が多い。また、福建省出身者では、呉服を販売している例が非常に多く、その他に中華蕎麦等を販売している例が見られた。

行商従事者の居住地区は、以上のように出身地別に形成されていたが、これらの地区における行商従事者の就業形態の特色として、出身地別に構築された「親方制度」の存在が挙げられる。この親方制度とは、「売り子」と呼ばれる行商人が、「親方」と呼ばれる雑貨商等の胴元に雇用され、商品の供給を受けながら販売活動

第6表 行商従事者の出身地別の行商品 (1922～26年の合計値)

	雨傘	薬	金網製品	石細工	呉服	鋸止業	雑貨	蕎麦	袋物	小間物	翡翠	その他	不明	計
山東省	0	18	84	8	3	37	2	0	7	17	10	4	7	142
浙江省	31	28	1	16	2	0	39	4	13	1	0	3	0	100
福建省	0	2	0	0	52	0	2	20	0	1	0	0	0	77
江蘇省	22	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	35
その他	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	5
不明	0	2	8	2	0	14	1	0	2	3	0	2	56	90
計	53	51	99	26	57	53	44	24	22	22	11	11	69	449

出典：史料①～⑧の個人データをもとに筆者が集計。

注) 行商品には重複があるので、各欄の合計は一致しない。

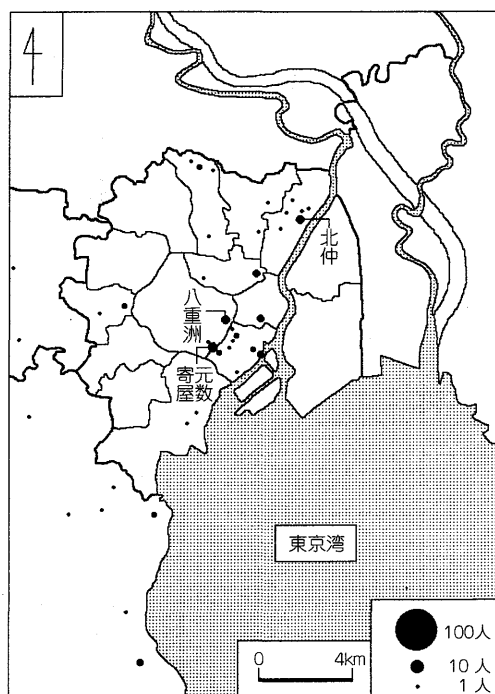
51) 前掲41)。

52) 許淑真「日本における福州幫の消長」摂南学術7B, 1989, 59～77頁。

に従事し、歩合制、もしくは月給制によって収入を得るという制度であった。⁵³⁾例えば、1922年7月に東京府三河島方面から横浜市内に出向き、行商に従事しているのを発見された浙江省出身の中国人49名の場合、「大部分が三河島の林合記、林協如、桃公和等の売り子であり、独立して商売を営んでいるものは少ない」とされている。⁵⁴⁾行商従事者は、このような「親方制度」の下で、東京府の特定の地区に、出身地別に住み分ける形で集住していた。そして、それぞれの集団は異なる商品を販売しており、地縁的な関係を媒介とした就業構造が見られた。また「親方制度」は、行商・錠止業従事者の居住形態にも大きな影響を与えていた。「売り子」である行商従事者は、遠距離の行商に出かけていない場合は、「親方」である胴元の住居で起居して、食事等の賄いを受けている場合が多かった。また、「親方」の住居に居住していない場合も、商品の注文や受け取り等の利便性のために、あるいは賃金の支給や売上金の納入等のために「親方」である胴元に近接して居住する必要性があったと考えられる。このように、行商・錠止業従事者においても、集中居住の要因として、建設・運搬労働者と同様に、共同生活を行うことによる生活費の切り詰め効果と、就業基盤へのアクセスの確保という要因が見られた。このように、「親方制度」の下で、出身地別に形成された就業形態が、出身地別の集住地区の形成に大きな影響を与えていたと考えられる。⁵⁵⁾

（3）料理・理髪・洋服裁縫職の就業構造と居

住パターン 料理・理髪・洋服裁縫職は、従来の在日中国人研究の中で、戦前期の中国人が従事していた主要な業種として指摘されてきた。しかし、これらの3つの職種の間でも、実際には政府の就業規制のあり方には差異が見られた。そのため、彼らの就業構造や居住パターンにも大きな違いが見られた。料理業や理髪業は、勅令352号で労働許可業種に定められていたため、政府による就業規制を受けなかった業種であった。また、料理・理髪業者に雇用される料理・



第3図 東京府における料理職の居住地
(1922～26年の合計値)

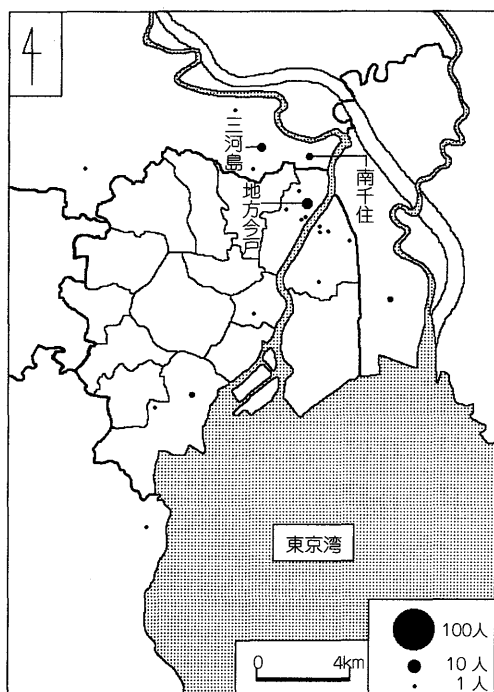
出典：史料①～⑧をもとに筆者が集計

53) このような行商従事者の「親方制度」については、従来の中国人行商の研究においても着目されており、他地域や時期は異なるものの山東省出身者や福建省出身者の間でも存在していたことが確認されている。①前掲52)。②茅原圭子・森栗茂一「福清華僑の日本での呉服行商について」、大阪教育大学地理学報27, 1989, 17—44頁。

54) 「外秘収第1441号」(史料④所収, 1922)。

55) また、1922年3月に横浜市本牧町、神奈川町方面で営業していた傘・石細工・薬品等行商43名も、胴元の林合記方に居住しており、かなり大規模な胴元が存在していたようである。「外秘収第403号」(史料⑤第1巻所収, 1922)。また、1923年4月に神奈川県足柄下郡で傘・石細工の行商を行っていた29名も、三河島町の傘製造業陳方に居住していた。「外秘収第1342号」(史料⑤第2巻所収, 1923)。

56) また、彼らの居住環境は、「一泊15銭程度の宿舎に泊まり、6畳の部屋に7、8名が起居しており」、「生活費低廉で不潔」であったという。行商従事者も、建設・運搬労働者と同じく、劣悪な居住環境で生活していたことが分かる。前掲54)。



第4図 東京府における理髪職の居住地
(1922～26年の合計値)

出典：史料①～⑧をもとに筆者が集計

理髪職人も、一定の技術が必要な職種であったため、建設・運搬労働者や製造業従事者と比較すると、政府の就業許可を得るのが容易であった。これに対して、洋服裁縫職は製造業の一種であるとされていたため、原則として旧居留地内等の就労制限が行われない地域でしか就業が認められなかった。

料理職の居住地を見ると、東京府内に広く分布する傾向が見られる(第3図)。このような分布の要因として、料理職には一定の技術が必要であり、労働者と技術職の中間的な職種と見なされていたため、建設・運搬業や製造業従事者

に比べると、政府による就業許可が受けやすかったことが考えられる。一方、同じ技術職的な側面を持つ業種であっても、理髪職では東部の隅田川・荒川流域に居住する傾向が見られ(第4図)、建設・運搬労働者や製造業従事者に近い居住パターンを有していた。さらに、洋服裁縫職の居住地の場合は、ほとんどが外国人居留地が存在していた横浜市山下町に居住しており、東京府内居住者も、同じく居留地が存在した京橋区を始めとして、麹町区、芝区といった東京市の中心部に居住していた⁵⁷⁾。また、東京府における洋服商経営者の居住地も、京橋、芝、麹町の各区に多かった⁵⁸⁾。

料理業経営者の中には、他の業種の経営者に比べると、多くの資本を持ち、大規模に事業を展開している者もあり、このことも料理職の居住地が広範に広がっていた一因と考えられる。例えば、1924年5月に駐日華僑聯合会会長に就任し、中国人労働者取締撤廃運動の中心的人物であった林文昭は、神田区で中華料理店を経営していた⁵⁹⁾。また1925年4月から26年4月にかけて、千葉県や埼玉県で政府の許可を受け新規に料理店を出店した中国人を18名確認できたが、彼らは350～2,000円程度の、かなりの資金を有していた⁶⁰⁾。さらに、後述するように料理職の場合、日本人の中華料理業経営者が多く存在していたことも、中国人料理職の広範な居住パターンの一因となっていたと考えられる。

次に、料理・理髪・洋服裁縫職の雇用形態を見る。彼らの雇用者の国籍を見ると、中国人経営の店で就業している事例が多く見られ、料理職・理髪職で約7割、洋服裁縫職でほぼ全員で

57) 史料からは、東京府の洋服裁縫職は、京橋区10名、麹町区8名、芝区6名、荏原郡4名が確認された。

58) 例えば、1926年7月に結成された「京浜華僑洋服商組合」の役員13名の居住地を見ると、京橋区8名、芝区、麹町区各2名、赤坂区1名であった(史料⑦第3巻所収、1926)。

59) 『外事警察法』第25巻、1921、109～113頁。また、彼の他にも中国人労働者撤廃運動に参加していた中華料理店経営者が12名確認できた。

60) 開業者の出身地別の内訳は、福建省福州府10名、浙江省温州府5名、江蘇省上海2名、広東省順德県1名であり、営業地別の内訳は千葉県6名、千葉県印旛郡6名、同香取郡4名、同海上郡1名、埼玉県大里郡1名であった。「特高第3476、4112、4193、4660、5398、7058、10700号、高特親発第401号」(史料⑥第2、3巻、史料⑧所収、1925、26)。

あった。しかしながら、料理職と理髪職では、日本人経営の店にもかなりの数の中国人が雇用されていた。料理・理髪職の中で、史料から雇う者の国籍が判明した者のうち、料理職では53人中15人が、理髪職でも30人中9人が日本人経営者に雇用されていた。彼らの多くは、中国人経営者を身元引受人として入国し、その下で一定期間就業した後、より良い労働条件を求めて転職した結果、日本人経営者⁶¹⁾の下で就業するようになったと考えられる。東京府では1922年11月、日本人中華料理業者によって「東京支那料

理同業組合」という団体が結成されたが、この団体には500人の組合員が加入しており、この時期にもかなりの数の日本人経営者が存在していた。このように料理・理髪職の雇う者の国籍を見ると、日本人に雇用されていた者も3割程度あり、東京の人口増加に伴って、日本人経営者で中国人の料理・理髪職を雇用する例も見られた。これに対して洋服裁縫職では、日本人に雇用されていた例は見られず、専ら中国人経営者が中国人裁縫職を雇用する傾向が見られた。

（4）製造業従事者の就業構造と居住パターン

第7表 中国人製造業従事者の従業地・雇う者・労働内容等

番号	雇う者	雇人数	従業地	居住地	労働の内容	史料
1	日本人	3	麹町区平河町	麹町区平河町	菓子製造	「外秘第1193号, 1230号」, 史料⑥第2巻, 1925。
2	日本人	1	京橋区尾張町	京橋区尾張町	製 麵	「外秘第1948号」, 史料⑥第4巻, 1925。
3	中国人	1	不 明	京橋区南小田原町	製 麵	「外秘第3050号」, 史料⑦第10巻, 1925。
4	日本人	4	不 明	神田区三崎町	ペンキ塗装	「外秘第1097号」, 史料⑦第9巻, 1925。
5	晩翠軒	1	芝区琴平町	芝区琴平町	家具製造	「外秘収第31682号」, 史料⑥第2巻, 1925。
6	森永製菓株式会社 森永水太郎	2	牛込区鶴巻町	牛込区鶴巻町	製 麵	「外秘第2024号」, 史料⑥第4巻, 1925。
7	廣畑鉄工場	4	小石川区氷川下町	小石川区氷川下町	製鉄作業	「外秘第1572, 1877号」, 史料⑥第3巻, 1925。
8	共同印刷会社	1	小石川区久野町	下谷区谷中真島町	印刷業務	「兵外発秘第2848号」, 史料③, 1926。
9	日本人量業者	1	不 明	浅草区山谷町	量製造	「外秘第277号」, 史料⑦第9巻, 1925。
10	不 明	1	不 明	浅草区田中町	量製造	「外秘第1097号」, 史料⑦第9巻, 1925。
11	不 明	1	不 明	深川区千田町	家具製造	「外秘甲第776号」, 史料⑦第8巻, 1924。
12	不 明	1	不 明	荏原郡世田谷町	量製造	「外秘第2808号」, 史料⑦第10巻, 1925。
13	日本人量業者	2	不 明	荏原郡渋谷町	量製造	「外秘第2808号」, 史料⑦第10巻, 1925。
14	渡邊忠太郎量工場	4	北豊島郡南千住町	北豊島郡南千住町	量製造	「外秘第226号」, 史料⑦第9巻, 1925。
15	豚腸業協和公司	1	北豊島郡三河島町	北豊島郡三河島町	ソーセージ製造	「外秘第2070号」, 史料⑦別冊第2巻, 1926。
16	不 明	1	不 明	北豊島郡三河島町	製紙	「外秘第2363号」, 史料⑦第10巻, 1925。
17	小菅恭太郎工場	2	北豊島郡瀧野川町	北豊島郡瀧野川町	簾椅子製造	「外秘第1407号」, 史料⑥第3巻, 1925。
18	不 明	1	不 明	北豊島郡尾久町	量製造	「外秘甲第776号」, 史料⑦第8巻, 1924。
19	東京輪業株式会社	1	南葛飾郡大島町	南葛飾郡大島町	油類の火入作業	「外秘乙第292号」, 史料⑤第1巻, 1922。
20	澱粉製造業高橋市 太郎	3	千葉市五田保	南葛飾郡大島町	澱粉製造	「高第11417号」, 史料⑤第1巻, 1922。
21	日本人製皮業者	3	南葛飾郡吾嬬町	南葛飾郡吾嬬町	皮革製造	「外秘第2990号」, 史料⑦別冊第3巻, 1926。
22	日本人製皮業者	2	南葛飾郡吾嬬町	南葛飾郡吾嬬町	皮革製造	「外秘第1152号」, 史料⑦別冊第1巻, 1926。
23	日本人製皮業者	2	不 明	南葛飾郡吾嬬町	皮革製造	「外秘第2052号」, 史料⑦第10巻, 1925。
24	三国商会(代表者 谷村氏)	13	芝区金杉川町	不 明	パン焼き作業	「高第3455号」, 史料⑤第1巻, 1922。
25	稲荷セメント瓦工 業所	4	荏原郡羽田町	不 明	日本型製瓦法の研究	「外高秘第2008号」, 史料⑤第1巻, 1922。

61) 例えば、1924年5月に神戸港から入国し、横浜市で就業していた料理職の場合、入国当初は、横浜市内の中国人方や京浜華厨会所横浜支部で就業していたが、後に、日本人経営の中華料理店で雇用されている。「外秘収第1553号」(史料⑥第1巻所収, 1925)。

62) 「東京支那料理業組合に関する件」(史料⑤第1巻所収, 1924)。

製造業従事者は、日本人経営の中小零細な企業に雇用され、隅田川・荒川流域のブルーカラー地区に集住する傾向にあった。第7表からは、東京府における中国人の製造業従事者の居住地、従業地、及びそれらの労働者を雇用した企業名が分かる。この表から、中国人が就業している業種を見ると、製菓業、製麺業、ソーセージ製造業等の食品製造業や、畳製造業、ペンキ塗装業、製皮業、籐椅子・ピアノ等の家具製造業等が見られ、家具製造業を除くと、日本人経営の食品製造業者に雇用されている事例が多く、主に横浜中華街にある中国人経営企業に雇用されている神奈川県⁶³⁾の製造業従事者の場合とは大きく異なっている。これらの製造業者の中には、比較的大きな規模を有していると見られる工場もあるが、多くが、家族経営に近い中小零細な業者であり、居住地と従業地の関係も職住が一致、または近接している場合がほとんどである。つまり、1920年代に東京に流入してきた製造業従事者は、この時期に大幅な賃金水準の上昇を経験し、社会階層的に都市下層から階層分化を引き起こしつつあった大企業の工場労働者ではなく、家族経営に近い中小零細な業種に就業していたという点が指摘できる。製造業従事者も、居住地と就業地の明瞭な近接が見られる。このような雇用基盤への近接居住の結果として、中国人の特定の地区への集住傾向が強化されていたと言える。

IV 政府の就業規制と就業・居住パターンへの影響

(1) 就業規制とその地域的多様性 本章では、中国人の就業構造と居住パターンの形成に影響を与えたと予測される政府の就業規制の役割に

ついて検討する。前述のように中国人に対する就業規制の根拠となった法令は、1899年に制定された勅令352号であったが、この法令を根拠として、政府による中国人労働者に対する就業規制が活発になったのは、彼らの日本への著しい流入が始まった1921年の翌年頃からであった。政府は、旧居留地・雑居地外において不許可労働者を発見した場合は、勅令352号に基いて、①旧外国人居留地内で居住・従業、②労働許可業種に転業、③帰国のいずれかの手段を取るよう勧告していた。しかし、実際には労働禁止処分を受けた後も、隣接府県に転入し引き続き労働に従事する事例が多く見られ、中には氏名・年齢を改称したり、台湾人や朝鮮人であると詐称して労働に従事する者もいて、当局の懇諭に従って帰国する者は皆無⁶⁴⁾であった。そのため政府は、不許可業種に従業して警察当局の勧告を受けたにも関わらず、適切な措置を取らなかった中国人に対しては、漸次、強制帰国させるという方針を執り、これを各地方の官憲に徹底させようとした。

しかしながら、中国人労働者に対する就業規制については、府県ごとにかなり対応が異なっており、このことが規制を徹底させるための大きな障害となっていた。また、政府は中国人に対する処分の徹底を各地方長官に指示したが、それが実際に徹底されたかどうかについては、実際の各地方での取締りの実態を見ると、疑問を抱かざるを得ない点もある。

確かに、新たに入国を試みる者に対する政府の入国制限は、年々厳格に行われるようになっていったのだが、一旦入国した者に対しては、中国人側の事情を考慮した上で、帰国のための旅費を得るまでは、就業規制を緩和する動きも

63) 1925年12月末現在で、神奈川県には、中国人経営の藤椅子製造業者が21軒、家具製造業者が8軒、ピアノ製造業者が3軒存在し、各業種にそれぞれ130人、46人、16人の製造職が就業している。「在留外国人国籍別人員表」(史料⑥第1巻所収、1926)。

64) 「支那人労働者取締情况」(史料①所収、1924)。

あった。これは、政府内部における治安の悪化や衛生・風俗上の問題、日本人労働者との競合等を理由に厳格な取締りを求める内務省と、国際関係に配慮して穏便な処置を求める外務省との間での、意見の対立の結果であった。当時の外務省の内部文書では、勅令352号は外国人が労働に従事することを禁止したのではなく、許否権が地方官庁の裁量にあるとしたに過ぎないが、その許否基準が不明確であること、また一旦入国した中国人に退去を命ずることは、特別な場合を除き、まったく根拠を欠けることが指摘されており、内務省の中国人に対する強硬な取締り方針に、外務省は反発を持っていたことがわかる。⁶⁵⁾

中国人労働者への対応についての、内務省と外務省の対立と政府部内での方針の「揺れ」は、地方レベルでの中国人の就業規制のあり方に影響を与えた。特に東京府の事例は、地方自治体の中国人労働者の対応の中でも、かなり独自の対応を取った事例である。東京府において、中国人労働者取締りの問題が顕在化したのは、1922年8月の中国人一斉検挙に端を発している。当時の報道によると、警視庁は、8月11日、東京市内の中国人労働者の中でも、「労働ブローカーの如き事をし、且風紀や衛生を害すること甚だしい」86名に帰国を命じたとされている。⁶⁶⁾これに対して、8月18日、中国人の代表4名が堀田警視總監を訪れ、取締りの緩和を陳情したところ、總監は「旅費を得る迄、行商及労働は差支ない」と返答したという。⁶⁷⁾この時期、中国人労働者に対する退去命令が、全国各地で出されていた。⁶⁸⁾その中で東京府のみが一時的ながら

労働を公認した状況は、中国人労働者がさらに一層、東京府下に集中し、労働力の供給過剰をもたらすという結果を招いた。

（2）就業規制の就業・居住パターンへの影響

以上のような就業規制の建前に対して、実際に政府が労働不許可業種に従事する中国人に対して、どのような就業規制を行っており、それが中国人の就業構造や居住行動にどのような影響を与えてきたのであろうか。この点に関して、個々の中国人に対する就業規制の運用の状況について検討していく。

その前に、本節で扱う労働不許可業種の範囲について、確認しておく必要がある。なぜなら、勅令352号では、料理・理髪業者等の自営業者に加えて、行商が労働許可業種に含まれていたのだが、政府は、行商から建設・運搬労働者に転業する者が多いことから、行商についても、勅令352号等の従来の法令を拡大解釈することによって、労働不許可業種に組み入れようとする方針であったからである。例えば、行商の場合、「鋸止業」を兼業している事例が多く見られたが、この種の労働は、製造業の一種であると解釈され、各地の所轄警察署から労働禁止処分を受ける例が多く見られた。また、夜間に旅館で針金製品、雨傘、石細工等の商品を作成し、それを行商によって販売していた事例や、屋台による蕎麦の営業を行っていた事例も、これらの営業活動は製造業に従事していると思なされ、営業を差し止められていた。よって、本節では、行商の一部も労働不許可業種従事者の中に含めて検討する。

第8、9表は、個々の中国人に対する就業規

65) 前掲11), 124—125頁。

66) 前掲11), 128—129頁。

67) 後掲の第10表7番の事例では、製造業に従事しているため、本来は労働不許可処分になるはずの中国人が、外務省からの指示で特別に労働を許可されている。この事例は、中国人に対して穏便な処置を求める外務省が、所轄警察署に就業許可を要請していた実例であるといえる。

68) 「東京朝日新聞」, 1922年8月12日。

69) 「東京朝日新聞」, 「東京日日新聞」, 「時事新報」, 1922年8月19日夕刊。

70) 前掲11), 127頁, 131—132頁。

第8表 地方警察署の中国人労働者取締の不徹底

番号	取締警察署の所在地	中国人職業	就業時の状況	取締の内容	史 料
1	芝 区	パン焼き職工	金杉川町の三国商会在が13名の雇用を打診。	山東地方出身者に限るという条件で許可。	「高第3455号」, 史料⑤第1巻, 1922。
2	神奈川県箱根町	土木作業	従業員中の17名を発見。	労働を差し止めるが、その後、静岡県三島町で道路工事に従事することを知らながら労働禁止処分にせず。	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923。
3	岩手県岩手郡	鉄道工事	従業員中の65名を発見。	労働を差し止めるが、その後、茨城県で建設労働に従事する可能性を知らながら、労働禁止処分にせず。	「外秘収第1342号」, 史料⑤第2巻, 1923。
4	横浜市	料理職	無許可労働者7名(内5名は不正入国)を発見。	処分を行ったか不明。	「外秘収第1553号」, 史料⑥第1巻, 1925。
5	横浜市	料理職	不正入国し従業員する中国人を発見。	処分を行ったか不明。	「外秘収第2646号」, 史料⑥第2巻, 1925。
6	福井県敦賀郡	鋸止業	以前、煉瓦工場で不許可労働を行ったことが判明。	転業を誓わせたのみで強制送還処分にはせず。	「外高秘乙第157号」, 史料⑥第2巻, 1925。
7	芝区琴平町	家具製造職	家具製造職に従事している中国人を発見。	労働不許可処分にするはずが、外務省の指示で特別に許可。	「外秘収第31682号」, 史料⑥第2巻, 1925。
8	宮城県本吉郡	金網製品行商	宿舎で製品を製作、販売。	携帯した金網を付近の雑貨店に15円で売却させ転業を求めるが、帰京せず岩手県釜石方面に向かう。	「高秘第259号」, 史料⑥第2巻, 1925。
9	愛媛県西宇和郡	金網製品行商	2名で宿舎で製品を製作、販売。	転職を求めるが、帰国するために長崎に行くとして、大分方面に向かう。	「高秘甲第1797号」, 史料⑥第2巻, 1925。
10	横浜市	ピアノ製造職	無許可労働のピアノ製造職2名を発見。	帰国させる予定だったが、市内の李兄弟ピアノ工場より大阪の工場での雇用の申し出あり、大阪で不許可処分にすれば即帰国させるという条件で、処分見送る。	「外秘収第3371号」, 史料⑥第2巻, 1925。
11	横浜市	理髪職	各地で無許可で理髪職に従事した後、横浜で従業員。	不許可処分にするが、1925年4月に北豊島郡西栗町町の中国人経営理髪店に転出。	「外秘収第3388号」, 史料⑥第2巻, 1925。
12	群馬県高崎市	金網製品行商	6名で宿舎で製品を製作、販売。	転業を誓わせるも、当人は帰京せず長野県に向かう。	「秘高第7591号」, 史料⑥第2巻, 1925。
13	石川県鳳至郡	金網製品行商	2名で宿舎で製作、販売。	呉服行商への転業を誓わせるが、帰京せず福井市に向かう。	「発高外秘第413号」, 史料⑥第3巻, 1925。
14	神奈川県中部	料理職	当局に対して居住・従業員願いが出る。	賭博癖、酒癖、盗癖あるため不許可とするが、当人は翌月、北豊島郡南千住町の日本人経営理髪店に転出。	「外秘収第2247号」, 史料⑥第3巻, 1925。
15	長野市	金網製品行商	針金製品を製作、販売。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに名古屋に向かう。	「特高秘収第10749号」, 史料⑥第3巻, 1925。
16	横浜市太田町	料理職	神戸市から横浜市に來住した中国人を発見。	偽名を用いて不正入国したため、居住不許可処分にする。当人は、1925年3月、本所区小泉町中華料理店楽々亭方に転出。	「外秘収第4242号」, 史料⑥第3巻, 1925。
17	横浜市	理髪職	他地域で就業不許可処分を受けた中国人から、従業員許可願が出る。	素行不良の風評あるため、再び不許可処分とする。当人は、その後、北海道に赴く。	「外秘収第3059号」, 史料⑥第3巻, 1925。
18	甲府市	金網製品行商	宿舎で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに長野県上諏訪町に向かう。	「高秘収第8853号」, 史料⑥第3巻, 1925。
19	長野県上諏訪町	金網製品行商	宿舎で製品を製作。	転業を誓わせるが、再び製品を作成しており、説教したところ帰国するとして現住地に向かう。	「特高秘収第13867号」, 史料⑥第3巻, 1925。
20	長野県松本市	金網製品行商	2名で宿舎で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに上田市に向かう。	「特高秘収第14064号」, 史料⑥第3巻, 1925。
21	新潟県高田市	金網製品行商	宿舎で製品を製作。	針金製品の製作、販売を行っている中国人4名を発見、転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに福島県方面に向かう。	「高秘収第17253号」, 史料⑥第3巻, 1925。
22	福井県今立郡	金網製品行商	4名で宿舎で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求めるが、帰京せずに富山市方面に向かう。	「外高秘乙第345号」, 史料⑥第3巻, 1925。
23	群馬県佐波郡	金網製品行商	2名で宿舎で製品を製作。	転業か旧居留地内に退去かを求め、今度は袋物行商を行うと誓い、長野県に向かう。	「秘高第11378号」, 史料⑥第4巻, 1925。
24	横浜市山下町	料理職	家事使用人として入国許可を受けたにも関わらず、芝区で料理職として従業員。	横浜に戻るよう説諭するが、その後も数カ所の料理店で従業員。	「外秘第2051号」, 史料⑥第4巻, 1925。
25	新潟県中蒲原郡	鋸止業	無許可労働に従事。	小間物行商への転業を誓わせたが、当人は新潟県南蒲原郡に向かう。	「高秘収第19269号」, 史料⑥第4巻, 1925。
26	浅草区	理髪職	従業員許可願が出される。	不正入国の疑いがあるため、不許可処分にし、帰国命令出すが、当人は帰国の旅費を調達するとして、横浜市山下町に転出。	「外秘第1559号」, 史料③, 1926。
27	横浜市	理髪職	各地で無許可で理髪職に従事してきた中国人を発見。	労働不許可処分にするが、南葛郡吾妻町の中国人経営理髪店に転出。	「外秘収第8673号」, 史料③, 1926。
28	横浜市	料理職	一旦帰国し、再入国した中国人を発見。	すでに前の店を解雇されていたにも関わらず、入国を認める。	「外秘収第8776号」, 史料③, 1926。

制の内容を示している。第8表は、取締りに際して、地方レベルでの取締りの多様性や不徹底を示す事例を集めたものである。第8表1番は1922年4月の事例であるが、この時期は、まだ中国人への就業規制がそれほど厳密ではなかったため、製造業であるにも関わらず、中国人の雇用が認められている。第8表2、3番の事例では、建設・運搬労働に従事している中国人を警察が発見し、労働を中止させたものの、当該府県の警察の権限では、他府県で再び従業することまでは禁止することができなかった。これらは、府県単位で行われる取締体制の弱点が表れた事例であると言える。同様の点が、針金製品の行商の事例にも当てはまる。これらの事例では、針金行商従事者に対して、各府県の警察は、発見後、労働不許可処分を行い、転業もしくは、帰京を誓わせている。しかし、彼らが隣接府県に転入した後も、針金製品行商に従事していないかどうかは、ほとんど確認されていない。さらには、転業もしくは旧居留地・雑居地内への退去を誓っておきながら、現住地である東京府に帰京しなかった例も見られた。例えば、宮城県で不許可処分を受けた中国人が岩手県方面に向かったり（第8表8番）、同様に愛媛県→大分県方面（第8表9番）、群馬県高崎市→長野県方面（第8表12番）、石川県→福井市（第8表13番）、長野市→名古屋市（第8表15番）、甲府市→長野県上諏訪町（第8表18番）、新潟県高田市→福島県（第8表21番）、群馬県→長野県（第8表23番）というように、東京府から遠ざかる方向に向けて出発する事例が見られた。これらの中国人の移動パターンから推察しても、不許可労働に従事しているのを発見された中国人が、当局の命令通りに転業や旧居留地・雑居地内への退去を行ったとは考えにくい。

第8表11、14、16、17番は、料理・理髪職に対する取締りの事例である。これらの事例からは、労働不許可処分は、その府県でしか効力を持たないということが分かる。そのため、不許可処分を受けた中国人は他府県に転出していく場合があった。他府県転出後、引き続き労働に従事した事例の中でも、特に興味深い事例が第8表10番である。この事例では、警察当局は、横浜市中で無許可労働のピアノ製造職2名を発見、帰国させる予定であったが、横浜市の李兄弟ピアノ工場より、この2名を大阪の工場に雇用したいという申し出があったため、大阪府において再び不許可処分になれば即帰国させるという条件で処分を見送っている。このように、労働不許可処分の可否の基準が不明確であるため、ある府県で不許可処分を受けた者でも、他府県では労働を許可される可能性があった。

一方、第9表は中国人労働者に対する取締活動の中で、最も厳格な措置である国外退去処分が行われた事例を集めたものである。国外退去処分が行われた事例を見ると、若年者が学生と偽って入国した場合や、賭博や万引き等の犯罪を行った場合、身元引受人や雇用者の意図に反する行動をとった場合等の事情がある場合が多く、単に不許可労働に従事しているというだけで処分が行われた事例は少ない。ただ、国外退去処分が行われた事例は、すべて1925年以降に集中しており、1927年以降に起こった中国人に対する処分の厳格化の兆候を読みとることはできる。

ここで、より長期的なレベルから、中国人の職業構成の推移を概観すると、政府による就業規制は、中国人労働者の就業構造に大きな影響を与えていたことが考えられる。なぜなら、中国人建設・運搬労働者の人口は、1930年代以降

71) 雇用の条件として山東地方出身者に限るとされたのは、上海方面、特に浙江省出身者で、建設・運搬労働に転業する者が多いという点が考慮されたと考えられる。

第9表 国外退去処分を受けた中国人と処分理由

番号	退去者居住地	退去者数	処分理由	史料
1	横浜市山下町	1	身元引受人の意に反し、各地を転々とし、無許可で印刷職に従業。	「外秘収第3281号」, 史料⑥第2巻, 1925。
2	下谷区龍泉寺町	5	鋸止業に従事。	「高秘収第1381号」, 史料⑥第3巻, 1925。
3	横浜市山元町	1	学生と偽って入国し、理髪職に従事。	「外秘収第4294号」, 史料⑥第3巻, 1925。
4	浅草芝崎町	1	家事使用人にしか従事しないという条件にも関わらず、料理職に従事。	「外秘収第1537号」, 史料⑥第3巻, 1925。
5	京橋区本材木町	1	入国禁止処分を受けていたため。	「兵外秘収第1444号」, 史料⑥第3巻, 1925。
6	小石川区永川下町	2	工場での労働が発覚。	「外秘第1877号」, 史料⑥第3巻, 1925。
7	本郷区駒込動作町	1	学生と偽って入国し、料理職に従事。	「外秘収第1988号」, 史料⑥第4巻, 1925。
8	神奈川県小田原町	1	姉と口論して家出し、他の料理店で無許可で従業したため、店主の願い出により。	「外秘収第6804号」, 史料⑥第4巻, 1925。
9	本所区横川町	3	賭博行為を行ったため。	「外秘第2676号」, 史料⑥第4巻, 1926。
10	住所不定	2	万引で検挙されたため。	「外秘収集第17840号」, 史料⑥第4巻, 1926。
11	本所区柳島元町・綿糸堀町	2	無許可労働者で、かつ賭博常習者であったため。	「外秘収第20884号」, 史料⑥第4巻, 1926。

激減していき、第二次大戦期の強制連行を除くと、1980年代にニューカマーが来住する時期まで、ほとんど見られなくなったからである。また、行商・鋸止業者についても、針金製品、雨傘・石細工品の行商や鋸止業は、1930年代以後は在日中国人の業種として主流を占めることはなくなり、山東省や浙江省出身者の行商従事者もあまり見られなくなった。これらの事実を考慮すると、長期的な視点で見ると、政府の就業規制は、成功を収めたと言ってよいだろう。

これに対して、外務省所蔵の資料を見る限り、福建省出身者の呉服行商の場合、呉服を販売しているという理由で就業規制を受けた事例は見られなかった。呉服行商が政府の就業規制をあまり受けなかったという点は、日本で行商を行った中国人の中で、第二次大戦後まで日本に多く残ったのは福建省出身者であるということ、そして、彼らは1980年代以降にニューカマーの中国人が多く来日する時期が来るまで、戦後の在日中国人人口の中で、台湾出身者を除くと最も大きな人口を占めてきたという事実を考える際、重要な点であると考えられる。このことは、中国人のサブ・グループの中でも、就業規制を受

けなかったグループのみが、日本に定着して居住できたということを示しているからである。

しかしながら、1920年代前半の時点では、政府による就業規制の実態を見ると、一旦入国した中国人を取締るための法制度の不備や、中央政府内部での中国人政策に関する意見の不一致、府県レベルでの対応の不統一や、府県単位での取締体制では広域的な取締りに限界があることなどが指摘できる。そのため、1920年代前半においては不完全な状態であった政府の就業規制の枠組みは、1920年代後半以降、より強固なものへと確立されていったと考えられる。

V 考察と結論

本稿では、1920年代の東京府を事例として、中国人労働者の就業構造を、従来の研究で検討されてきた中国人の地縁・血縁的な関係からだけでなく、労働市場の条件との関係からも検討した上で、このような就業構造が中国人の居住パターンにどのような影響を与えていたかという点について明らかにしてきた。本章では、これまでの分析結果について、考察を加えた上で整理していく。

中国人労働者の職業構成の特色として、建設・運搬労働に従事する者の割合が高かったという点が挙げられる。これは、従来の在日中国人研究が、在日中国人を中間層的地位にある外国人集団として位置づけてきたのに対して、より周辺的な労働力としての中国人労働者の存在を示す一例であると考ええる。伝統的な在日中国人社会が、先に日本に來日して経済的に成功した者が、地縁・血縁に基づいて、同郷者や親族を呼び寄せるという、いわゆるチェーン・マイグレーションに基づいた就業構造を有していたのに対して、本研究の事例では、日本経済の重化学工業化とインフラストラクチャーの整備が進行したこと、日本人労働者の賃金水準が上昇したこと等の要因によって、外国人労働力に対する需要が生じていたため、中国人の就業構造は、労働市場のあり方からも一定の影響を受けていた。

もちろん、中国人の就業構造を規定する2つの要因、つまり、労働市場要因と地縁・血縁的な要因は、切り離して考えることはできない。建設・運搬労働者の場合にも、労働市場の要因によって、建設・運搬労働に従事しているにも関わらず、その就業のメカニズムは、エスニックな結合によって成り立っていた。このことは、建設・運搬労働者の多くが、浙江省温州府出身者、とりわけ、行商からの転業者で占められていたことや、企業や公共工事の請負業者に中国人労働者を紹介する斡旋業者には、中国人も多かったことから明らかである。つまり、中国人の就業構造は、この2つの要因が相互に作用した結果として解釈することができる。

また、中国人の就業構造と居住パターンとの関係を検討する際、労働市場の局地性について、考慮する必要がある。中国人の建設・運搬労働者の多くは、大島、南千住、三河島の各町を中心に居住・従業していた。これらの隅田川・荒川流域の地区は、当時、工場の集積が進行しつ

つあり、石炭等のエネルギー資源や原材料が大量に輸入・陸揚げされていた。このような資源の陸揚げ・運搬労働への需要は、建設・運搬労働者の最大の雇用基盤になっていたと言える。そして、雇用基盤である工場群に対して、建設・運搬労働者が高密度で近接して居住した結果として、これらの各町に建設・運搬労働者の集住地区が形成されていったと言える。中国人労働者の場合、彼らの居住地区は、現地人労働者と比較しても、より局地的な範囲に限定されていた。なぜなら、彼らは、現地人労働者の経済的なニッチを埋める役割を担う形で、就業機会を獲得していたために、限定的な職種にしか従事できなかったからである。そして、このような集中居住は、地方での公共工事に従事する建設・運搬労働者や行商・鋸止業従事者のように、従業地と居住地が近接していない業種に従事する中国人の場合にも見られた。彼らの場合、直接の雇用基盤に対して、近接して居住していたのではなく、雇用機会を与える公共工事の工事請負人や労働斡旋業者、行商の胴元、就業のための情報を与えてくれる同業の労働者や知人といった人々に対して、近接して居住する必要があったと言える。

このような集中居住のメカニズムは、地縁・血縁的な要因によっても強化されていた。特に行商従事者の場合、地縁・血縁的な関係に基づいた「親方制度」に基づく就業形態が顕著に見られ、このような就業形態が居住パターンに大きな影響を与えていた。また、行商従事者の場合、建設・運搬労働者と異なり、日本人の行商従事者との間で商売上の競合が起こる事例は、ほとんど見られなかった。このことは、行商という業種が、資本家と労働者が、よりオープンな形で労働力の売買を行う、労働市場というメカニズムの中に組み込まれていなかったということを示している。このため、行商従事者の就業機会の獲得は、中国人間での地縁・血縁的な

関係に大きく依存しており、彼らの就業の基盤となっていた親方―売り子の関係からなる社会は、中国の特定の地方出身者だけによって構成されていた。このようにして、東京府では山東省、浙江省、福建省出身の中国人が、それぞれ異なる行商集団を形成し、異なる地区に集住していた。同時に、それぞれの行商集団は、出身地によって販売品目が異なっており、これらの行商品目の構成は、相互に排他的で固定的なものになっていた。このため、中国人の出身地別の集住パターンは、そのまま、異なる商品を販売する行商集団の集住パターンと一致していた。

一方、料理職や理髪職のように、従来の研究では地縁・血縁による就業パターンが顕著であると見なされていた職種においても、日本人経営者によって雇用される事例が確認され、地縁・血縁的な関係に基づかない就業パターンが見られた。料理職の場合、日本人の中華料理店経営者の存在が、彼らにかなりの就業機会を提供していた。彼らの多くは、より良い労働条件を求めて日本人経営者の下で就業するようになったと考えられる。そして、これらの日本人経営者の存在は、料理職の居住地の広範な分布の一因にもなっていたと考えられる。

労働市場の条件と地縁・血縁的な要因に加えて、中国人の居住パターンに対して、政府による就業規制が与えた影響について検討する必要がある。長期的な視点から見ると、建設・運搬労働者の人口は1930年代以降激減し、行商についても、政府の規制の対象となった品目を販売していた行商集団は、1930年代以後、在日中国

人の業種として主流を占めることはなくなった。これらの事実を考慮すると、政府の就業規制は、長期的な視点で見ると成功を収めたと言ってもいだろう。しかしながら、短期的なレベルで見ると、1920年代前半の時点では、中国人に対する就業規制の状況は地方毎に多様であり、中央政府の方針は地方レベルにまで徹底されておらず、中国人の就業形態や居住パターンにそれほど大きな影響は与えていなかったと考えられる。そのため、1920年代前半では不完全な状態であった政府の就業規制の枠組みは、1920年代後半以降、より強固なものへと確立されていったと考えられる。

このような政府の外国人に対する出入国管理政策の確立の過程を明らかにすることは、近代日本において、国家権力が、近代期の都市空間において特定の位置を占めていた外国人集団を排除し、「クリアランス」していった政治的過程について明らかにすることにもつながっていくと考える。本研究では、対象時期を1920年代前半に絞り静態的な分析を行ってきたが、今後は本研究で主に検討してきた経済的な条件の変化も併せながら、時系列的な分析を行い、近代期の都市形成過程の一端を明らかにする手がかりにしていきたいと考えている。

〔付記〕 本稿を作成するにあたり新旧の名古屋大学の諸先生方・院生諸氏、学部生時代の先生方、華僑華人研究会の諸先生方から多くの御教示を頂いた。この場を借りて深く御礼申し上げる。なお、本稿の骨子は、日本地理学会1998年度春季学術大会で発表した。 (名古屋大学・院)

The Occupational Structure and Residential Differentiation of Chinese Workers in Tokyo Prefecture during the 1920s

Yasuhisa ABE (Graduate Student, Department of Geography, Nagoya University)

The purpose of this article is to analyze the occupational structure of Chinese workers during the 1920s in Tokyo Prefecture, paying particular attention to the nature of the labor market and to the impact of local community kinship on residential patterns. The data which the author uses were obtained from the Foreign Affairs Section of the Japanese Ministry of Foreign Affairs. The results of the paper can be summarized as follows :

First, the author notes that most Chinese workers were employed in the construction and labouring sectors. While the occupational structure of traditional Chinese society has been explained in terms of chain migration, the present paper approaches this issue from a political-economic view of the labor market. Thus, the author identifies the interrelations between the occupational structure of the Chinese and their labor market. At that time, heavy and chemical industrialization had occurred, infrastructure had developed and the wage levels of Japanese workers within the economy had been rising.

Secondly, as a result, Chinese residential patterns were influenced by the localization of their labor market. Indeed, many Chinese workers were segregated in the Sumida and Ara basins. In these areas, manufacturing plants were concentrating, and a great deal of energy resources and raw materials were being imported. Therefore, low-waged labor generated the greatest proportion of their employment. Consequently, these workers lived closer to those plants and Chinese communities were formed in these districts.

Thirdly, there were many Chinese communities other than in the Sumida and Arakawa districts. These were composed of construction workers working outside of Tokyo Prefecture and itinerant traders, for they had to live close to such persons as contractors, employers of itinerant traders, friends and so on.

Fourthly, these concentrations of Chinese residents were reinforced by some ecological factors. For example, the occupational form of itinerant traders was based on the relationships between employers and vendors and affected their residential patterns. Thus, different groups of itinerant traders from Shandong, Zhejiang and Hokkien Provinces organized their own communities in Tokyo Prefecture.

On the other hand, cooks and barbers tended to rely on kinship in the local Chinese community. However, some cooks and barbers worked for Japanese owners probably to obtain better working conditions. Indeed, there were approximately 500 Japanese owners of Chinese restaurants in Tokyo Prefecture and they provided the Chinese with considerable job opportunities. In addition, these factors resulted in a further dispersal of Chinese cooks.

Lastly, the author examines how Japanese Government employment controls affected residential differentiation. During the early 1920s, it is noted that there were loopholes in the law, antipathy toward Chinese people within the Government, and a lack of integrated regulations related to their activities among Prefectures. Therefore, it can be said that employment regulations were fragmented at that time and that these in turn came to influence

the occupational and residential patterns of Chinese people in Tokyo Prefecture from the late 1920s.

key words : Chinese workers, residential differentiation, labor market, job controls, Foreign Affairs Section data, Tokyo Prefecture